
第 5 章 計画の推進

1 協働による計画の推進

(1) 各主体に期待される役割

■市民

- 性別、年齢、国籍、障がいの有無に関わらず、お互いの違いや多様性を認め合います。
- 地域の助け合いや支え合いの活動を進めます。
- 地域の課題を「我が事」として捉え、課題解決に向けてみんなで知恵を出し合います。

■地域（民生委員・児童委員）

- 見守りを必要とする人の情報を共有し、専門機関との連携を図りながら、地域の見守り活動を進めていきます。
- 地域福祉推進の重要な担い手として活動していきます。

■地域（社会福祉法人）

- 地域生活課題の解決に向けて、社会福祉法人は地域における公益的取組を進めます。

■社会福祉協議会

- 地域づくりのための活動基盤を整備していきます。
- 世帯全体の複合化・複雑化した課題に対応していけるよう、相談・支援体制を強化していきます。
- 身近な圏域で、地域の課題を「丸ごと」受けとめる場づくりを進めます。
- 地域の社会福祉法人や福祉施設等と連携・協働して地域福祉を進めます。

■市

- 世帯全体の複合化・複雑化した課題を受け止めるよう関係機関との連絡調整をしながら、総合的に相談・支援できる体制づくりを進めます。
- 地域福祉計画の内容を周知し、目指す姿を地域で共有します。そして、総合的に地域福祉を推進していきます。

2 計画の推進体制

市及び社会福祉協議会は、第4次計画を、市や社会福祉協議会の広報紙、ホームページなどで公表することにより、広く市民へ周知し、より多くの市民の協力が得られるように努め、地域住民、その他の団体や関係機関と一体となって推進していきます。

そのため、地域の代表者からなる「桐生市地域福祉計画・桐生市地域福祉活動計画推進委員会」を設置し、活動計画の進捗状況など総合的な協議や点検、評価を行います。

また、市の関係各課や社会福祉協議会の実務担当者からなる「桐生市地域福祉推進委員会作業部会」を設置し、計画の推進に関する具体的な協議や調整、点検、評価などを行っていきます。

